（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第九節　削除
第十節　森林保険特別会計（第六十六条）
第十一節及び第十二節　削除」

を「第九節から第十二節まで　削除」に改める。

第十七条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十六条第一項中「次条第一項」を「次項及び次条」に改め、同条第二項中「省又は」を「各省各庁又は」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十七条第二項中「から第五号まで」を「及び第四号」に、「省」を「各省各庁」に改める。

第二章第九節から第十二節までを次のように改める。

第九節から第十二節まで　削除

第六十五条から第八十三条まで　削除

（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正）

第七条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条から第十五条までを削る。

第十二条中「農用地開発公団法施行令」の下に「（昭和四十九年政令第二百五号）」を加え、同条を第十五条とする。

第十一条中「の農用地開発公団法」の下に「（昭和四十九年法律第四十三号）」を加え、同条を第十四条とする。

第十条を第十三条とし、第七条から第九条までを三条ずつ繰り下げ、第六条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条第一項に規定する業務についての研究所法施行令の規定の読替え）

第九条　法附則第十一条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合における研究所法施行令第一条第一項第二号の規定の適用については、「研究所債券（法附則第十一条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は研究所債券にあっては、法第十五条第二項の規定により前号に掲げる長期借入金又は研究所債券の償還に充てるためにし、又は発行した長期借入金又は研究所債券」とする。

第二条　法附則第八条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合における独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号。以下「研究所法施行令」という。）第一条第一項第二号の規定の適用については、同号中「研究所債券」とあるのは、「研究所債券（法附則第八条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は研究所債券にあっては、法第十五条第二項の規定により前号に掲げる長期借入金又は研究所債券の償還に充てるためにし、又は発行した長期借入金又は研究所債券」とする。

第十六条から第二十六条までを削る。

第二十七条第一項第一号中「第六項（一）の下に「これらの規定を」を加え、同条を第十六条とし、別表中「第六条」を「第八条」に改める。

（農林漁業保険審査会令の一部改正）

第八条　農林漁業保険審査会令（昭和五十三年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農漁業保険審査会令

第一条第一項中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に、「二十人」を「十五人」に改める。

第五条中「林野庁森林整備部計画課及び」を削る。

（農林水産省組織令の一部改正）

第九条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第十五号及び第七十二条第三号中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

第九十七条中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第百六条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第百十条第六号中「農村振興局」の下に「並びに計画課」を加える。

第二章　経過措置

（職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関）

第十条　森林国営保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条の政令で定める農林水産省の部局又は機関は、林野庁森林整備部計画課とする。

（独立行政法人森林総合研究所が承継しない権利義務）

第十一条　改正法附則第八条第一項第二号の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一　改正法附則第八条第一項第一号に規定する旧森林保険特別会計に所属する物品のうち農林水産大臣が指定するものに関する権利及び義務

二　改正法第一条の規定による改正前の森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業（以下「旧森林保険事業」という。）に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、農林水産大臣が指定するもの

（権利義務の承継の際出資があったものとされる財産）

第十二条　改正法附則第八条第二項の政令で定める財産は、同条第一項の規定により承継される権利に係る財産のうち農林水産大臣が指定するものとする。

（出資があったものとされる財産に係る評価委員の任命等）

第十三条　改正法附則第八条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。

一　財務省の職員　一人

二　農林水産省の職員　一人

三　独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の役員　一人

四　学識経験のある者　二人

2　改正法附則第八条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　改正法附則第八条第三項の規定による評価に関する庶務は、林野庁森林整備部計画課において処理する。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第十四条　改正法の施行の日前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定（同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）に基づき旧森林保険事業に係る同項に規定する行政文書に関して林野庁長官（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び林野庁長官に対してされた行為は、同日以後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定（同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）に基づき研究所がした行為及び研究所に対してされた行為とみなす。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）

第十五条　改正法の施行の日前に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定（同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。）に基づき旧森林保険事業に係る同項に規定する保有個人情報に関して林野庁長官（同法第四十六条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び林野庁長官に対してされた行為は、同日以後は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定（同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。）に基づき研究所がした行為及び研究所に対してされた行為とみなす。